

平成 19 年度 食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会規約

1. 委員会の名称

食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会（以下、委員会）とする。

2. 目的

食品トレーサビリティシステムの第三者認証の導入を推進するため、認証のあり方や仕組みについて検討を行う。

3. 検討事項

- (1) 食品トレーサビリティシステムにおける第三者認証のあり方
- (2) 第三者が認証するにあたって必要な以下の文書の作成と改訂
 - ・「食品トレーサビリティシステムの要件」
 - ・認証機関の資格要件
 - ・監査要員の資格要件
 - ・その他

4. 委員会の位置づけおよび構成

- (1) 委員会は、ユビキタスシステム開発検討委員会の部会として設立する。
- (2) 社団法人 食品需給研究センター（以下、センター）の理事長は、有識者に委員会委員を委嘱する。
- (3) 委員会の座長は、委員の互選によって選出する。

5. 委嘱期間

委員委嘱を承諾した日から、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

6. 出席のための費用

委員会出席のための旅費・交通費および委員謝金について、センターの規程により支払うこととする。

7. 事務局

委員会の事務局を、社団法人 食品需給研究センターに設置する。

付 則

本規約は、平成 19 年 9 月 18 日より施行する。